

公 告

自動販売機設置に係る行政財産（土地）の貸付けについて、次のとおり事後審査方式制限付一般競争入札に付します。

令和 8 年 2 月 4 日

弥富市長 安 藤 正 明

1 貸付物件

自動販売機設置場所

物件 番号	施 設 名 称	所 在 地	設置 台数	貸 付 期 間	最低貸付料等
土 1	弥富市文化広場（屋外）	弥富市前ヶ須町 野方 802 番地 1	1 台	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで	物件個別明細 書のとおり
土 2	弥富市十四山総合福祉センター（屋外）	弥 富 市 子 宝 六丁目 80 番地	1 台	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで	物件個別明細 書のとおり
土 3	弥富市農村多目的センター（屋外）	弥富市荷之上町 川 田 56 番 地	1 台	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで	物件個別明細 書のとおり
土 4	弥富市いこいの里（屋外）	弥 富 市 鍋 田 町 八穂 398 番地 1	1 台	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで	物件個別明細 書のとおり

2 自動販売機の設置条件

(1) 飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の施設使用形態
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により、
市が設置事業者に対し、行政財産である土地の一部を貸し付ける方法により行
います。

(2) 貸付期間

1 に記載の貸付物件の表のとおりとし、貸付契約の更新は認めないものと
します。

(3) 貸付料

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付料とします。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等は全て設置事業者の負担とし、その方法については弥富市（以下「市」という。）の指示に従っていただきます。

イ 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮した機器を設置すること。

イ 缶・ペットボトルの自動販売機については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）の適合機種とすること。

ウ 令和3年11月から流通している新500円硬貨も使用できるようにすること。
また、令和6年7月から流通している新1,000円紙幣も使用できるようにすること。

エ 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

オ 物件番号土2については、ユニバーサルデザインとすること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。

また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に市と協議を行うこと。

オ 販売価格は、標準小売価格以下とすること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の品質・衛生管理を徹底し、賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

カ 自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が市の責めに帰さない理由による場合は、設置事業者が補償すること。

キ 市は、市の責めによることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、設置事業者は、自動販売機が損傷し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することができません。

3 入札参加資格要件

本件入札に参加することができる個人又は法人は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しな

い者であること。

- (2) この公告の日から落札決定の日までの間において、弥富市建設工事等指名停止取扱要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から落札決定の日までの間において、「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 23 年 12 月 27 日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置（以下「暴力団の排除措置」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務（自らが管理及び運営するものに限る。）において 3 年以上の実績を有し、かつ、この公告の日から過去 2 年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等（庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地）に設置した実績があること。
- (6) 市町村税、県税及び国税の未納がないこと。
- (7) 個人の場合は弥富市に住所を有し、法人の場合は愛知県又は三重県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。
- (8) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

4 仕様書の閲覧及び配布

仕様書は、次のとおり閲覧に供し、及び配布します。

(1) 閲覧及び配布期間

令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 2 月 10 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 閲覧及び配布時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 閲覧及び配布場所

20 に記載の場所と同じ。

5 この公告及び仕様書に対する質問及び回答

(1) この公告及び仕様書に対する質問は、次のとおり質問書を提出してください。

ア 受付期間

令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 2 月 10 日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 受付場所

20 に記載の場所と同じ。

(2) 質問に対する回答は、質問書受領後速やかに行います。また、その回答書は、上記の受付場所において入札日の前日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）閲覧に供します。

6 入札参加の申込み

入札に参加を希望する者は、次の期間内に事後審査方式制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（以下「入札参加申込書」という。）及び誓約書（以下「入札参加申込書等」という。）を物件番号ごとに持参により提出しなければなりません。

なお、期限までに入札参加申込書等を提出していない者は、入札に参加することができません。

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 12 日（木）から令和 8 年 2 月 16 日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 受付場所

20 に記載の場所と同じ。

(4) 提出部数

1 部

7 入札参加証の送付

事後審査方式制限付一般競争入札参加証（以下「入札参加証」という。）を令和 8 年 2 月 17 日（火）以後に送付します。

8 入札保証金

全額免除とします。

9 入札及び開札に関する事項

(1) 入札及び開札日時

令和 8 年 3 月 3 日（火） 午前 10 時 00 分から順次

(2) 入札及び開札場所

弥富市役所本庁舎 4 階 会議室 1

10 入札に当たっての留意事項

(1) 入札金額は、2 (2)に記載の貸付期間における貸付料の総額を記入してください。

(2) 入札は、入札者心得書により行います。

(3) 入札当日に、入札参加証を提示してください。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 入札に参加する者が 1 者である場合においても、原則として入札を執行します。

(6) 入札回数は、1 回です。

11 落札者の決定方法等

- (1) 最低貸付料以上の価格をもって入札をした者のうち、最高の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。落札候補者は、事後審査方式制限付一般競争入札参加資格確認申請書（貸付け契約用）により次に掲げる入札参加資格を満たしていることを確認するための書類（以下「資格確認書類」という。）を、開札日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、20に記載の場所に持参により提出しなければなりません。

・資格確認書類（各1部）

①証明書類（発行日から3か月以内のもの）

法人…登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

個人…住民票の写し及び身元（分）証明書（本籍地の市町村長が証明したもの（日本国籍を有しない者は、在留カード又は特別永住者証明書の写し））

②市町村税、県税及び国税の未納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）

ア 市町村税について（市町村税務担当課が発行する納税証明書）

a 法人…「法人市町村民税」及び「固定資産税」の納税証明書

b 個人…「普通徴収（特別徴収）市県民税」及び「固定資産税」の納税証明書

イ 県税について（県税事務所が発行する納税証明書）

a 法人…「法人県民税」、「法人事業税・地方法人特別税」及び「自動車税」の納税証明書

（未納の税額のないこと用）

b 個人…「個人事業税」及び「自動車税」の納税証明書

（未納の税額のないこと用）

ウ 国税について（所管税務署が発行する納税証明書）

a 法人…「申告法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

（その3の3 未納のないことの証明）

b 個人…「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

(その3の2 未納のないことの証明)

(2) 資格確認書類等による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認された場合は、その者を落札者と決定します。ただし、入札参加資格を満たさないことが判明した場合又は期限までに資格確認書類の提出がない場合は、その者のした入札は無効とし、最低貸付料以上の価格で次に高い価格をもって入札をした者から順に新たな落札候補者として、入札参加資格を満たす者が確認できるまで同様の手続を行うものとします。この場合、新たな落札候補者の資格確認書類の提出期限は、落札候補者ごとに設定します。

なお、落札候補者となった者で、入札参加資格を満たさないとして落札者とならなかった者に対しては、入札参加資格不適格通知書（貸付け契約用）によりその旨を通知します。

(3) 資格確認書類の記載内容が不明確な場合など、本件入札の参加資格を確認できないときは、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 資格確認書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(5) 最低貸付料以上の価格をもって入札をした者のうち、最高の価格をもって入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより落札候補者となるべき順位を決定します。

(6) 落札者を決定したときは、入札参加者全員に対して、落札者決定通知書によりその旨を通知します。

(7) 落札候補者となった者で、入札参加資格を満たさないとして落札者とならなかった者は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、入札参加資格不適格通知書（貸付け契約用）を受理した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、その旨を記した書面を20に記載の場所に持参により提出しなければなりません。

なお、理由の説明は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、書面により回答します。

12 入札の取りやめ等

(1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正

に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(2) 開札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

13 入札の無効

弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第8号）第13条（入札の無効）に該当する入札のほか、入札者心得書において示す条件に違反した入札、資格確認書類等に虚偽の記載をした者の行った入札及び必要な書類を提出しない者の行った入札は無効とします。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、直ちに落札決定を取り消します。また、落札決定時において、3に掲げる要件を備えていない者は、入札参加資格を満たさない者に該当します。

14 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

この公告の日から入札日の前日まで

(2) 場所

20に記載の場所と同じ。

15 契約書作成の要否

要

16 契約保証金

全額免除とします。

17 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付すること。

18 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止要領の別表第1から別表第3までに掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は暴力団の排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負いません。
- (4) 本件契約の締結後、借受人が暴力団の排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

19 その他

- (1) 入札参加者は、関係法令等を遵守するとともに、この公告及び仕様書並びに入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札しなければなりません。
- (2) 本件入札に係る書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、原則として公表せず、本件入札手続以外の目的で使用しません。
- (3) 入札参加者は、仕様書その他本件入札に関して市から提供を受けた文書及び情報を第三者に漏らすことを禁ずるとともに、本件入札手続以外の目的に供してはなりません。
- (4) 入札参加者は、入札後、この公告及び仕様書の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

20 問い合わせ先

〒498－8501 弥富市前ヶ須町南本田 335 番地

弥富市役所 総務部 総務課 管財グループ

電話番号 0567－65－1111（内線 447）

（弥富市役所本庁舎 4 階）

物件個別明細書(物件番号 土1)

物件番号	土1	施設名称	弥富市文化広場（屋外）	所在地	弥富市前ヶ須町野方802番地1
設置場所	はなのき広場（下記設置場所図参照）			設置台数	1台
貸付面積 （※1）	1．26㎡以内	貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）		
外形寸法 （※2）	幅1．40m×奥行き0．90m×高さ2．00m以内				
最低貸付料	上記貸付期間の貸付料総額 97，200円 （税抜き 88，364円）				
販売品目等	清涼飲料水、牛乳等の飲料 （缶又はペットボトルなどの密閉式容器）				
現在設置の自動販売機の飲料価格等		110円～190円 （缶又はペットボトルなどの密閉式容器）			
その他	令和6年度施設利用者数 12，854名 令和6年4月から令和7年3月の年間販売本数 3，815本 今回入札する自動販売機以外に、文化広場（屋外）には飲料用自動販売機が1台あります。				

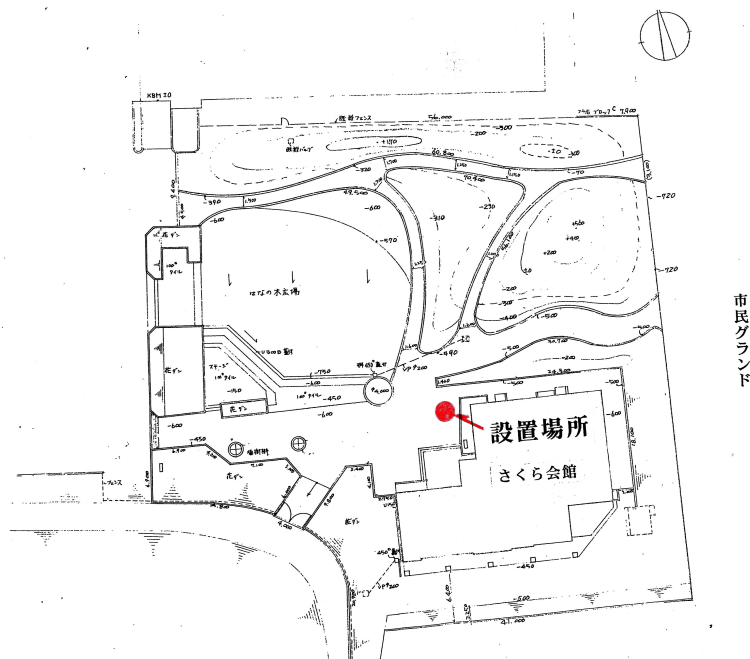
※1 貸付面積は、使用済み容器回収ボックス設置部分を除きます。

※2 外形寸法は、放熱余地を含みます。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

(設置場所図)

はなのき広場



物件個別明細書(物件番号 土2)

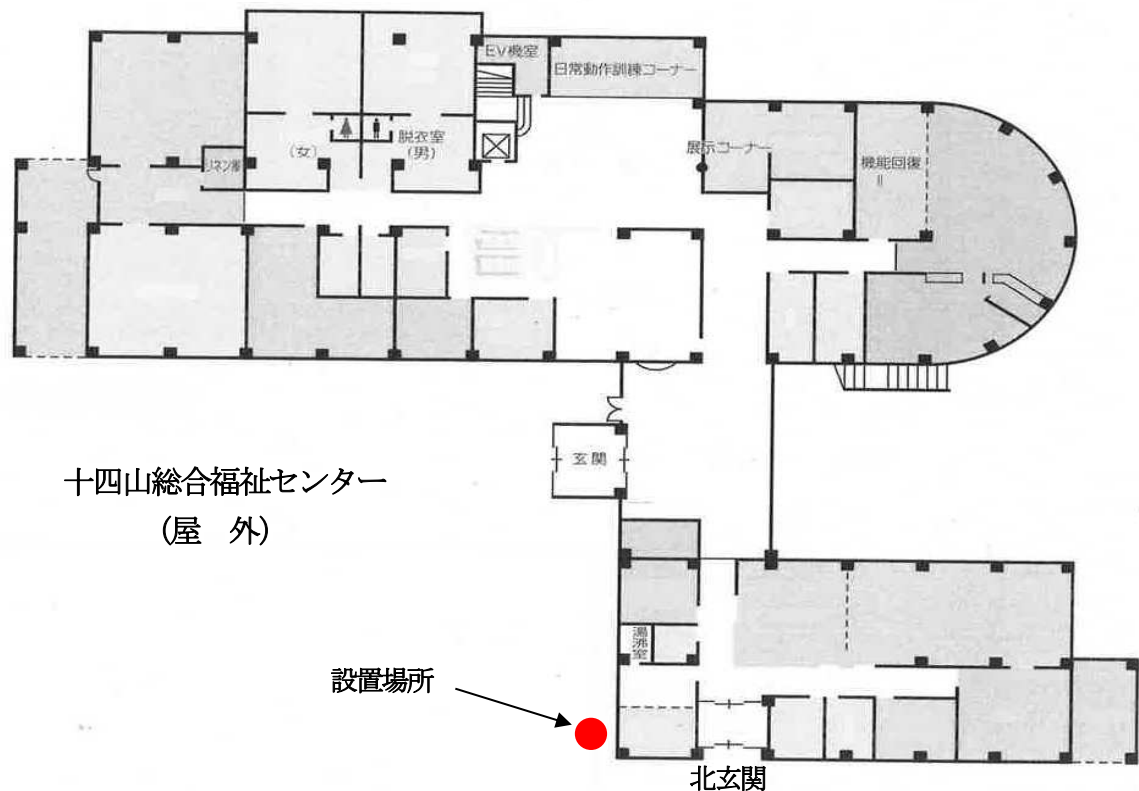
物件番号	土2	施設名称	弥富市十四山総合福祉センター（屋外）	所 在 地	弥富市子宝六丁目 80 番地
設置場所	北玄関横（下記設置場所図参照）			設置台数	1 台（ユニバーサルデザイン）
貸付面積 （※1）	1．2 6 m ² 以内	貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）		
外形寸法 （※2）	幅1．4 0 m×奥行き0．9 0 m×高さ2．0 0 m以内				
最低貸付料	上記貸付期間の貸付料総額 5 4，0 0 0 円 （税抜き 4 9，0 9 1 円）				
販売品目等	清涼飲料水、牛乳等の飲料 （缶又はペットボトルなどの密閉式容器）				
現在設置の自動販売機の飲料価格等		1 1 0 円～1 8 0 円 （缶又はペットボトルなどの密閉式容器）			
そ の 他	令和6年度施設利用者数 2 7，8 2 8 名 令和6年4月から令和7年3月の年間販売本数 1，2 4 9 本 今回入札する自動販売機以外に、施設屋外には飲料用自動販売機はありません。				

※1 貸付面積は、使用済み容器回収ボックス設置部分を除きます。

※2 外形寸法は、放熱余地を含みます。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

(設置場所図)



物件個別明細書(物件番号 土3)

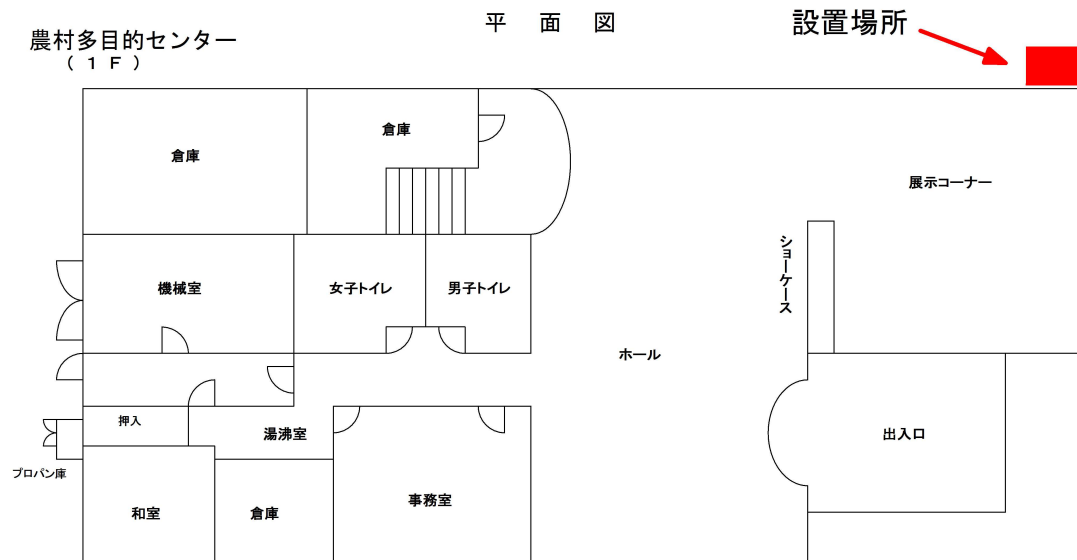
物件番号	土3	施設名称	弥富市農村多目的センター（屋外）	所 在 地	弥富市荷之上町川田 56 番地
設置場所	館北東角（下記設置場所図参照）			設置台数	1 台
貸付面積 （※1）	1．2 6 m ² 以内	貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）		
外形寸法 （※2）	幅1．4 0 m×奥行き0．9 0 m×高さ2．0 0 m以内				
最低貸付料	上記貸付期間の貸付料総額 54，000円 （税抜き 49，091円）				
販売品目等	清涼飲料水、牛乳等の飲料 （缶又はペットボトルなどの密閉式容器）				
現在設置の自動販売機の飲料価格等		110円～180円 （缶又はペットボトルなどの密閉式容器）			
そ の 他	令和6年度施設利用者数 10，227名 令和6年4月から令和7年3月の年間販売本数 1，184本 今回入札する自動販売機以外に、館内外には飲料用自動販売機はありません。				

※1 貸付面積は、使用済み容器回収ボックス設置部分を除きます。

※2 外形寸法は、放熱余地を含みます。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

(設置場所図)



物件個別明細書 (物件番号 土4)

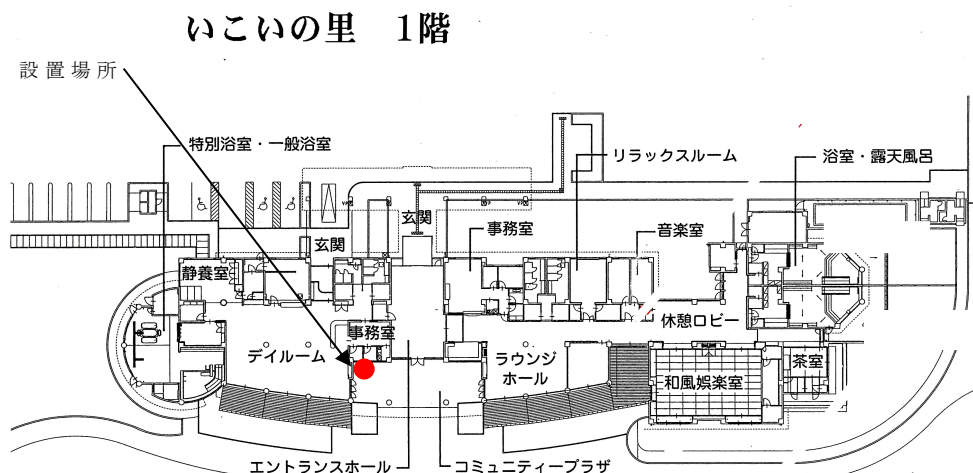
物件番号	土4	施設名称	弥富市いこいの里（屋外）	所在地	弥富市鍋田町八穂 398 番地 1
設置場所	コミュニティプラザ西角 （下記設置場所図参照）			設置台数	1 台
貸付面積 （※1）	1．2 6 m ² 以内	貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）		
外形寸法 （※2）	幅1．4 0 m×奥行き0．9 0 m×高さ2．0 0 m以内				
最低貸付料	上記貸付期間の貸付料総額 54，000円 （税抜き 49，091円）				
販売品目等	清涼飲料水、牛乳等の飲料 （缶又はペットボトルなどの密閉式容器）				
現在設置の自動販売機の飲料価格等		120円～180円 （缶又はペットボトルなどの密閉式容器）			
そ の 他	令和6年度施設利用者数 13，634名 令和6年4月から令和7年3月の年間販売本数 1，201本 今回入札する自動販売機以外に、館内外には飲料用自動販売機はありません。				

※1 貸付面積は、使用済み容器回収ボックス設置部分を除きます。

※2 外形寸法は、放熱余地を含みます。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください (開館時間内に限る。)

(設置場所図)



八穂 グランド